商工会報 さくほ

No.24
発　行：2017年7月28日　発行人：佐久穂町商工会　佐久穂町大字高野町561-1　TEL.86-2275
〔商工会〕http://www.sakuho.or.jp/　〔青年部〕http://sakuho.de-blog.jp/
編集人：広報委員会　会員数：334（平成29年5月12日現在）　印刷：㈲東城印刷佐久穂営業所

ごあいさつ

佐久穂町商工会
会長　由井正隆

今年の梅雨は空梅雨で雨量が少ないまま梅雨明けを迎えそうです。いかがお過ごしでしょうか。

さて、5月16日に第12回佐久穂町商工会通常総会が開催され、本年度の事業計画が承認され、本年度事業がスタートしました。本年は信州デスティネーションキャンペーンで、吉永小百合さんのポスターが作成され、白駒池周辺の苔の森がPRされております。又、6月17日の日本経済新聞NIKKEIプラス1の苔の名所トップ10で、屋久島についで白駒池が2位にランキングされ、その素晴らしさが日本中に報道されました。既に白駒池周辺の入込客は増えておりますが、7月～9月のキャンペーン中は大勢のお客様の来訪が予想されます。平成30年3月のIC開通も控えておりますので、本年のDCキャンペーンが契機になり、八千穂高原の春から秋までのグリーンシーズンの観光事業の活性化を期待したいものです。会員の皆様には、お客様のおもてなしや特産品の販売等商売繁盛に向けて、知恵と汗を流していただきますよう願いいたします。

佐久穂町商工会の本年度の課題は中期マスタープランに基づく、会員企業さんへの伴走型支援の継続と、小規模企業持続化補助金の利用促進と、上席専門経営支援員への相談件数を増やすことです。商工会の様々な制度の利用を通して、会員相互の交流を図り、商売繁盛に結び付け、会員数の増加を美座したいものです。

グリーンシーズンは佐久穂の魅力があふれています。多くの観光客においでいただき、夏でも涼しい気候の中で八ヶ岳の絶景で心を癒し・大自然を楽しんで・美味しい食材を味わっていただけるよう、皆様のご協力よろしくお願いいたします。

土屋準弁護士による法律相談会

7月25日（火）	14:00～16:00 佐久穂町商工会
10月6日（金）	14:00～16:00 浅科商工会
12月8日（金）	15:00～17:00 佐久穂町商工会
1月26日（金）	14:00～16:00 浅科商工会

一日公庫・保証協会出張相談日もあります

創業塾

5日間の集中講座で夢の実現への第一歩を！

平成29年 11/1㊌、8㊌、15㊌、22㊌、29㊌（全5回）

時　間／全日程 18:00～21:00
場　所／佐久穂町商工会本所（TEL86-2275）
受講料／1,000円（全5回分：欠席による返金はいたしません）
定　員／20名（先着順）

《対象者》●サラリーマン、学生、主婦、団塊の世代、農林業者で加工品開発を考えている方など創業に興味をお持ちの方●事業継承により新たに代表になられた方●創業後5年未満の方

平成29年度　通常総会開催される

平成29年度佐久穂町商工会通常総会は、5月16日（火）商工会館2階会議室において、佐々木町長・依田県議をはじめ多数のご来賓のご臨席の中開催されました。

平成28年度は内閣府がまとめた財政試算では、国際公約である2020年度の基礎的財政収支の黒字化は困難であるとの見通しが示され、政府の財政再建に対する考え方は「経済成長なくして財政健全化なし」という言葉でも表されているように、経済成長戦略の着実な実行によってデフレからの完全脱却を実現するために、企業の成長発展は必須の条件となっています。

このような状況の中で、当会では長野県商工会連合会が推進する「商工会中期マスタープラン」における「経営支援センター南佐久グループ」の一員として、広域グループによる経営支援や講習会の開催、小規模事業者持続化補助金の活用、各商工会員への巡回・窓口・創業支援により小規模事業経営支援事業を推進してきました。また、買い物弱者対策としての「ふれあいタクシー事業」、地域の皆様のための高速バス乗車券の販売、青年部を中心とした「ツールド八ヶ岳自転車レース」への積極的な協力、当町の自然環境を最大限に利用した「八千穂高原紅葉祭」事業等、町の活性化や地域商業振興発展のための数々の事業展開をしてまいりました。

平成29年度は、次にあげる重点方針を積極的に推進していくことが可決・承認されました。

平成29年度重点方針

1. マスタープランを踏まえた新しい経営支援体制の本格運用
2. 地域イノベーションの推進と地域産業活性化支援
3. 企業支援の強化と人材育成
4. 組織力・財政力向上の支援
5. 活力ある地域づくり
6. 新規創業・経営革新支援事業の推進
7. デマンド交通タクシー事業の推進
8. 広域連携による機能強化の推進
9. 観光開発・特産品開発事業の推進
10. IT時代に対応した情報化・機械化事業の推進
11. 組織の充実強化のための会員増強運動の推進

平成29年度一般会計予算書（単位：円）

収入の部

支出の部

収　入　の　部	
科　　目	本年度予算額
補助金等収入	31,149,000
会費手数料等収入	6,030,000
中小企業共済制度受託料	210,000
商工貯蓄共済事業等受託料	2,100,000
一般受託料	2,990,000
使用料	300,000
雑収入	456,812
受託料収入	1,200,000
前期繰越収支差額	3,564,188
収入合計	48,000,000

支　出　の　部	
科　　目	本年度予算額
小規模経営支援事業職員設置費	19,840,000
小規模事業経営支援事業費	2,670,000
経営改善普及事業指導事業費	8,660,000
地域総合振興事業費	6,384,000
その他事業費	1,015,000
管理費	7,440,000
引当費	1,300,000
予備費	691,000
支出合計	48,000,000

平成29年度 主要事業年間スケジュール

実施月	小規模事業経営支援事業	地域総合振興事業
4月	税務研修会	西支部総会 4/14 ツールド八ヶ岳 4/16 理事会 4/19 青年部通常総会 4/20 青色申告会総会 4/25
5月	持続化補助金説明会 労働保険年度更新 税務研修会	東支部総会 5/11 佐久穂町商工会通常総会 5/16 (一社)佐久法人会佐久穂町支部定期総会 5/17 八千穂支部総会 5/23 女性部通常総会 5/31 町内一斉環境美化運動チャレンジ 5/31
6月	源泉所得税納付指導	佐久穂町観光協会総会 6/ 1 商工会親睦ゴルフ、マレットゴルフ大会 6/12 佐久穂町電子工業会通常総会 6/ 佐久穂姉妹都市交流協会総会 6/
7月	法律相談会 源泉所得税納付指導 一日公庫　保証協会出張相談会	理事会 7/ 5 子供みこし 7/29 さくほいいずら祭り 7/29
8月		商工会報発行 8初旬 佐久穂町職場交流スポーツ大会 8/
9月	経営講習会（創業塾） 5～6日開催	
10月		八千穂高原紅葉まつり 10/ 商工観光祭　(〃同時開催)
11月		商工貯蓄共済制度加入推進
12月	源泉所得税納付指導 法律相談会 青色申告決算説明会	
1月	源泉所得税納付指導 法律相談会	新春賀詞交歓会 1/ 新春講演会 1/ 先進地視察研修 1/
2月	決算書、確定申告書等作成指導	商工会報発行 2/ 佐久穂町ハイスタンプ会定期総会 2/
3月	決算書、確定申告書等作成指導	
随時	経営指導員による巡回・窓口指導 （金融･税務･経営革新･創業支援･経営一般･労働･環境対策･その他） エキスパートバンク事業 記帳機械化事業の推進 各種商工施策の普及推進	雇用対策事業 各種広報・パンフレット等の配布 各種共済制度への加入促進 会員増強推進

※正副会長会議、理事会、委員会、協議会の開催はその都度通知。

小規模共済のここが変わります！

キョーサイくん

このご案内資料では、改正の概要をまとめています。改正後の詳しい制度内容につきましては、同封の「加入者のしおり及び約款」でご確認いただけます。

1 次の①～③の場合について「共済事由」が見直され、これまでよりも多くの共済金を受け取れるようになります！

（注）平成28年4月1日以降に「事業を全部譲渡した場合」、「会社等役員を退任した場合」が対象となります。

個人事業主のお客様へ！

① 個人事業主のお客様が
配偶者やお子様に事業を全部譲渡する場合
（準共済事由→A共済事由）

共同経営者のお客様へ！

② 個人事業主が配偶者やお子様に事業を全部譲渡したことに伴って、その共同経営者のお客様が**配偶者やお子様に事業**（共同経営者の地位）**を全部譲渡する場合**（準共済事由→A共済事由）

会社等役員のお客様へ！

③ 会社等役員のお客様（老齢給付の要件を満たさない方）が
65歳以上で役員を退任する場合
（準共済事由→B共済事由）

「共済事由」とは？　受け取れる金額は？……詳しくは4ページをご覧ください。

共同経営者のお客様へ！

2 独立後も共済契約を継続できるようになります！

共同経営者のお客様の場合、これまで、個人事業の廃止等を伴わずに共同経営者をお辞めになったときは、共済契約は解約扱いとなり、その後に独立（**のれん分け、独立開業**など）をして再び小規模企業共済にご加入いただいても、共同経営者として納付していただいた掛金を合算すること（掛金納付月数の通算）ができませんでした。

改正後は、**独立後も共済契約を継続すること（掛金納付月数の通算）ができるようになり、より長期間のご契約が可能となります。**

※掛金納付月数の通算には所定のお手続きが必要です。

3～7は、すべてのお客様が対象です。

3 分割共済金の支払い回数が増えます！

（注）平成28年4月1日以降に共済金を分割受取りにより請求された方から適用されます。

共済金を分割で受け取る場合は、これまでは年4回のお支払いでしたが、改正後に共済金を請求された方は、**年6回**（毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月）のお支払いになります。これにより**公的年金と交互に受け取る**ことができ、毎月安定した収入を得ることができます。

※共済金を分割で受け取るための条件については、5ページのQ4をご参照ください。

4 万が一、お客様（共済契約者）が亡くなられた場合に共済金を受給できる遺族の範囲が広がります！

（注）平成28年4月1日以降に共済契約者が亡くなった場合から適用されます。

5 掛金を減額しやすくなります！

これまで、毎月の掛金月額を減額する場合は、「事業経営の著しい悪化」などの条件に該当する必要がありました。改正後は、これらの条件に該当しなくても、**お客様のご都合に合わせて掛金を減額できる**ようになります。

「契約中に亡くなったら、だれが受け取れるの？」……詳しくは5ページをご覧ください。

6 掛金を増額しやすくなります！

これまで、掛金月額を増額する場合は、お申込みの際に、増額する額の現金を納付していただく必要がありました。改正後は、**現金がなくてもお申込み**ができるようになります。
なお、ご希望により、これまでどおりお申込みの際に現金で納付することもできます。

7 共済契約の解除の取扱いが緩和されます！

12か月分以上の掛金を滞納した場合は、共済契約が解除されることとなっていますが、災害などやむを得ない事由による滞納については、共済契約を継続できるようになります。

佐久穂町青色申告会
会長就任挨拶

竹内　達朗

本年4月の定期総会で会長に就任いたしました、竹内達朗です。十七年にわたり会長職を務められた加藤東鬼破前会長を引き継ぐことは浅学菲才の身である自分で大丈夫なのか、いまだに不安な思いです。しかし、引き受けた以上、若輩ながら、精一杯努力していく所存です。所信の一端をのべますと、

第一に、言うまでもなく事業計画に基づき、ブルーリターンの普及やe-tax制度の理解と普及、青色申告会組織の拡大、佐久税連や商工会等との連携を深めていくこと、会員相互の親睦などを着実に進めていくこと。

第二に、小中学生など子どもたちへの税に関する知識や理解を広げていくこと。政府や国税庁、文科省など関係官庁は「租税教育の充実」に取り組んでいます。納税者団体として、この課題を認識し、できる範囲で学校をはじめとして様々な機会を通じて「租税教育」に協力していきたいと考えています。税について学ぶことは、国や県、地方自治体の仕事や社会の仕組み、経済活動を理解することにつながり、経営と納税についての理解・認識を得ていくのではないでしょうか。

そして、第三に自分自身の経営を確立させることが何より大事だと考えています。キチンと商売し、正しく納税し、地域社会に貢献していくこと。

以上のことを心掛けながら取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

青年部長就任挨拶

髙見澤　晃

今年度より青年部長となりました、髙見澤晃と申します。仕事は工務店で大工をしております。改めてよろしくお願いします。

帰郷して仕事柄なかなか同年代との接点がなく、青年部に加入したあの日からすでに14年も経とうとしている、という月日の流れの速さにただただ唖然とするばかりですが、そういった中でも青年部では色々な活動を先輩、同輩、後輩とさせていただき、決してサラリーマンではなく事業者であるという自負を持つ仲間の中での活動で他所では得がたいといえる貴重な体験や思い出を沢山もらってきました。そういった中でいよいよ幹部をすべき年代になり、この度、部長という大役を仰せつかりふた月ほど経ちますが、改めて青年部は部員の皆さんが夫々の意志で率先して動いてくれる特異な集団だと思いました。個々人の事業者としての意識もそうですし、先輩方が培ってきた青年部独自の伝統といいますか、雰囲気のようなものがあるからこその動きだとは思いますが、わかりやすく自分の仕事に利することがあるというわけではない中でなかなか真似できないことだと思います。時には面倒なこともあるでしょう。ですが自分の仕事に直接的な利益がなくても自分の回りにいる仲間と何かをなそう、自分の仕事をしている地域を盛り上げよう、愛着を持とうと思い、考え、活動できることは人生の中ではなかなか得がたい楽しさであり、また決して一人ではなし得ないことです。そういった仲間と出会え、活動できるという貴重な場所である佐久穂町商工会青年部をこれからもつなげていけますように、掛け替えのない機会を自分らしく努めてまいりたいと思います。

終わりに各事業所の皆様には常日頃より青年部活動にご理解並びにご支援を賜りあつく御礼申し上げます。また先日は青年部主催事業へのご協賛、まことにありがとうございました。

新入会員紹介

有限会社　新津技研
（平林地区）

新津史也

今年の4月に、新津技建から有限会社新津技建として始動しました。親の代からから大工をやっていて、兄が社長、私が専務としてこれから会社を盛り上げていこうと思っています。

今の住宅のほとんどは、プレカットで柱や梁を加工してもらっていますが、私達は手刻みでやっています。なぜ手間のかかる手刻みをやるのは、今の時代の大工はだんだん手刻みができない職人さんが増えてきてしまっています。だから、あえて手刻みでやります。手刻みは、木を一本一本吟味して適材適所に使用できます。

佐久穂町は、住むところで考えれば、素晴らしい場所だと思います。晴天率は全国でもトップクラスだし水もおいしい、地震の被害も少ない、こんな素晴らしい佐久穂町に素晴らしい住宅を作っていけるように精進していきます。

まだまだ未熟な私達ですが、今後ともよろしくお願いします。

スナック　スマイル
（佐久市中込）

木内トルンジャイ

佐久市中込にてスナック「スマイル」を営んでいます木内と申します。

営業時間は午後8時から12時で、定休日は日曜日になっています。

楽しく歌ってゆっくりできるお店です。スタッフ一同皆様のご来店をお待ちしてます。